

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年11月から42年3月まで

昭和41年度の国民年金保険料が未納とされていたため、社会保険事務所で調べてもらったところ、昭和41年4月から同年10月までの期間の納付記録が訂正された。申立期間の保険料を納付しないということはないはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年度の国民年金保険料について、申立期間のみ納付しないことは無いはずであるとしているところ、A市保管の国民年金被保険者名簿及びB社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和38年10月から39年3月までの期間及び40年5月から41年9月までの期間に係る保険料を、第2回特例納付により納付したことが確認できることから、申立期間の保険料も同時に納付したものと考えるのが自然である。

また、申立期間直前の昭和41年4月から同年10月までの期間については、当初未納とされていたが、平成20年7月に申立人が社会保険事務所に記録照会をした結果、記録が未納から納付済みに訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年5月24日から9年2月1日まで

私は、申立期間についてA社に勤務した。標準報酬月額が16万円になっていたが、当時の給与支払明細書では標準報酬月額が20万円に相当する保険料が控除されているので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る平成8年分給与所得の源泉徴収票及び給与支払明細書の記録により、申立人は、A社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人から提出された平成8年6月から9年1月分の給与支払明細書では、標準報酬月額20万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるほか、平成6年分給与所得の源泉徴収票においても、標準報酬月額20万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

以上のことから、申立期間の標準報酬月額については、平成6年分給与所得の源泉徴収票、8年分給与支払明細書及び雇用保険の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る適正な標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険

料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和25年5月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年5月から26年9月までは5,000円、同年10月から27年5月までは6,000円、同年6月から28年9月までは7,000円、同年10月から29年9月までは8,000円、同年10月から30年9月までは9,000円、同年10月から31年9月までは1万円、同年10月から32年9月までは1万2,000円、同年10月から34年9月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月5日から34年10月1日まで

私は、昭和25年5月5日に入社してから、一貫してA社に勤務していた。会社が発行した経歴書を提出するので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった経歴書により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、B社は、当時から試用期間中も厚生年金保険を適用しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したと思われると回答していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人が資格取得した昭和34年10月の標準報酬月額（1万8,000円）が同額であった同僚の記録から判断すると、25年5月から26年9月までは5,000円、同年10月から27年5月までは6,000円、同年6月から28年9月までは7,000円、同年10月から29年9月までは8,000円、同年10月か

ら30年9月までは9,000円、同年10月から31年9月までは1万円、同年10月から32年9月までは1万2,000円、同年10月から34年9月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管していないので不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日がともに昭和34年10月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ日を記録したとは考え難い。また、資格の取得に係る届出や厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が処理を誤ったとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る25年5月から34年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和29年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年1月から31年9月までは3,000円、同年10月から32年9月までは4,000円、同年10月から34年9月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月1日から34年10月1日まで

私は、昭和28年10月に結婚し、29年1月からA社に勤務していた。

夫と同時期に勤務していたので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、B社は、当時から試用期間中も厚生年金保険を適用しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したと思われると回答していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人が資格取得した昭和34年10月の標準報酬月額（6,000円）が同額であった同僚の記録から判断すると、29年1月から31年9月までは3,000円、同年10月から32年9月までは4,000円、同年10月から34年9月までは5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料を保管していないので不明としているが、資格の取得に係る届出や厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が処理を

誤ったとは考え難いことから、事業主が昭和 34 年 10 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 29 年 1 月から 34 年 9 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から33年9月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金が支給済みとの回答をもらった。

しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶がないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が2回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、支給日に近い被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間と申立期間の2回の被保険者期間は同一事業所（別支店）であり、かつ、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和35年6月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から46年4月1日まで

私は昭和43年3月16日にA社に入社以来、一貫して現在も勤務しているが、申立期間について厚生年金保険の記録が無かった。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社が保管している職歴台帳の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、昭和46年4月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が保管している社会保険番号台帳に、申立人の資格取得日が昭和46年4月1日と記録されており、事業主は、申立期間の保険料を納付していないと回答していることから、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社（現在は、C社）における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を昭和32年12月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月17日から同年12月8日まで

私は、昭和31年6月にA社（昭和32年8月にD社に社名を変更）に入社し、59年に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について勤務していたことを証明する在籍証明書及び退職給与金計算書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職給与金計算書及びC社が保管している人事関係書類から判断すると、申立人がD社に継続して勤務し（昭和32年10月17日にD社B支社から同社E事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年8月の社会保険事務所の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「資料が無く不明である」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 7 月から 42 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月から 42 年 8 月まで

私は、A 市で勤め始めた昭和 40 年 7 月に、国民健康保険の加入と一緒に、国民年金も加入したと記憶している。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 7 月に国民健康保険に加入し、一緒に国民年金も加入したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間は、B 事業所に勤務した 37 年 4 月から 40 年 6 月までの期間及び C 事業所に勤務した 42 年 9 月から 43 年 3 月までの期間が厚生年金保険被保険者期間であることが判明したことから、平成 6 年 7 月に国民年金被保険者期間としての記録が追加処理されたことに伴い発生した未納期間であることが確認できる。したがって、同年 6 月以前においては、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金手帳や納付書が発行されることは無く、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 12 月に A 市で払い出されており、その時点で、申立期間は時効により納付できない期間である上、申立人は加入手続を A 市で行ったとしていることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を 1 か月 900 円だったとしているが、申立期間当時の国民年金保険料は 1 か月 100 円であり、申立人が納付したとする金額と実際の保険料額とは相違している。なお、国民年金保険料が 900 円となるのは昭和 49 年 1 月から同年 12 月までの期間である。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、50 年 8 月から 52 年 1 月までの期間及び 53 年 11 月から 54 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 50 年 8 月から 52 年 1 月まで
③ 昭和 53 年 11 月から 54 年 11 月まで

父から、国民年金に加入していたことがあると聞いた記憶があり、厚生年金保険と厚生年金保険の間の期間は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと思うので、再調査願いたい。

(注) 申立ては、申立人の四男が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は既に他界している上、申立人の四男は申立人の国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当時の状況は不明である。

また、申立期間①について、申立人の四男は、中学生のころに申立人から国民年金に加入していたことがあると聞いたので、申立人は国民年金保険料を納付していたと思うとしているが、詳細は不明であるとしている上、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出された申立人の妻も免除期間となっていることから、申立人の記録に不自然さはみられない。

さらに、申立期間②及び③について、申立人が国民年金に加入していたとすれば、申立人の妻に係る国民年金の加入種別は、任意加入から強制加入又は強制加入から任意加入と変更される必要があるが、A市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人の妻の加入種別は、国民年金被保険者資格を取得した昭和 44 年 7 月から 60 歳となったことにより被保険者資格を喪失する

54年11月まで変更されていないことが確認できることから、申立期間②及び③は国民年金に加入していなかったものと推認され、制度上、申立人に対し納付書が発行されることは無く、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、昭和24年6月以降、住所を移動していないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から44年1月までの期間、49年6月、同年9月から50年3月までの期間、53年8月から同年9月までの期間及び55年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から44年1月まで
② 昭和49年6月
③ 昭和49年9月から50年3月まで
④ 昭和53年8月から同年9月まで
⑤ 昭和55年10月

最初に勤めた会社を退職する際、会社の事務の人から、将来年金がもらえないと老後の暮らしに困るからと、国民年金へ加入することを勧められた。自分では、きちんと加入し、保険料を納めてきたものと思っていた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続及び保険料納付について、昭和47年3月に結婚する以前は、親からなんら具体的な話は聞いておらず、結婚して以降は、家計の一切を申立人の妻に任せていたとしているが、申立人の妻は既に他界している上、申立人自身は直接関与したことが無いなど、具体的な加入及び納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月に申立人の妻と連番で払い出されており、この時点で申立期間①、②及び③の大部分は時効により納付できない期間となっている。

さらに、申立人は、他の市町村に住民登録したことが無いなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は5回に及び、これだけの回数 of 事務処理を行政が続けて誤ることは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 16 日から 44 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 4 月 16 日から 44 年 4 月 1 日まで A 社 B 支店に勤務していたが、社会保険事務所に確認したところ、申立期間について厚生年金保険の記録が無い旨の回答をもらった。

A 社が昭和 44 年 4 月 1 日に C 社（現在は、D 社）に買収された後も、引き続き勤務していたことは間違い無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 社が保管している労働者名簿により、申立人が昭和 43 年 8 月 27 日から 44 年 3 月 31 日まで A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険の適用について、D 社に照会したところ、当時の関係書類は保管されておらず、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間について申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

さらに、複数の同僚の証言から、申立人と同時期に A 社 B 支店に入社したとする同僚について、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない者もいることから、事業主がすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 6 日から 37 年 4 月 まで

私は、昭和 36 年 4 月 6 日から 37 年 4 月 まで A 社に勤務したが、社会保険庁の記録では同期間における厚生年金保険の記録は無かった。

厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無いが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、昭和 48 年 7 月 1 日に全喪しているものの法人は存続しているため、複数の商号変更を経た現在の B 社の事業主へ照会したところ、「申立期間当時の事情を知っている者は既に死亡しており詳細は分からない。また、昭和 48 年には C 社に事業譲渡をしている。」との回答があったことから、さらに C 社に照会したが、同社では、申立期間当時の在籍は確認できないとしており、申立内容を裏付ける関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、社会保険庁のオンライン記録から申立期間当時に勤務していたとみられる複数の同僚に照会したが、具体的な証言は得られず申立人の在籍期間等について明らかにすることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月から36年3月まで

私は、昭和32年3月からA社（現在は、B社）C作業所で勤務し、C作業所終了後、35年からはD作業所でいずれも経理として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時A社C作業所及びD作業所に勤務していたと思われる複数の同僚の証言から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、これらの同僚は、C作業所を開設したのは早くとも昭和34年8月以降であり、また、D作業所で申立人が勤務していたのは38年ごろであるとしており、さらに、現地採用の事務員は当時厚生年金保険に加入させていなかったと思われる等と供述していることから、申立内容を裏付ける証言を得ることはできなかった。

また、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についてB社に照会したが、当該事業所に保管されている当時の社員名簿には申立人の氏名が記載されておらず、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調べても申立人の加入記録は無く、加えて、当時C作業所において、申立人と同様に現地採用で勤務していたと複数の同僚の証言のあった女性事務員についても厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 26 日から 47 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 4 月から 47 年 8 月まで A 社に勤務した。42 年 4 月 8 日から同年 12 月 25 日までの厚生年金保険の記録はあるが、その後は記録が無い。結婚後に一緒に勤務した妻は 47 年 2 月 1 日から同年 8 月 21 日までの厚生年金保険の記録があり、自分の記録が無いのに納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、昭和 51 年 10 月 31 日に全喪しており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっていることから申立内容を確認できる関連資料や証言は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人は昭和 42 年 12 月 26 日に資格喪失している上、申立期間において記録が無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

さらに、申立人は日雇であったと供述しているところ、複数の同僚も申立人と同様に日雇であったと供述しており、当該事業所では申立人と同時期に資格喪失している者が多数存在するほか、申立人が同僚として挙げた者は厚生年金保険の加入期間が無い者もいる。

加えて、同時期に継続して厚生年金保険に加入しているのは、申立人と職種が異なる申立人の妻のほかは、新規適用時に資格取得している者及び同僚から「親方」と供述のあった 2 名しか確認できない。

その上、申立人が記憶している当時の同僚及び社会保険庁のオンライン記録から申立期間同時に勤務していたとみられる複数の同僚に照会したものの、申立人が申立期間について厚生年金保険に加入していたことを裏付ける関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月ごろから 40 年ごろまで

私は、昭和 37 年 8 月ごろから 40 年ごろまでの 3 年間ぐらい A 社に勤務していたが、申立期間に厚生年金保険の記録が無いとされた。間違い無く勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は昭和 37 年 11 月 25 日に全喪しており、事業主も所在が不明のため、同社における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できなかった。

また、当該事業所に申立期間当時勤務していた複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間の大部分は当該事業所の全喪後である上、昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 5 月 1 日までの期間については、当委員会の調査審議の過程において、申立人と同姓同名であり、申立人に新規に払い出された記号番号で管理されている生年月日である基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が申立てに係る事業所とは別の 2 事業所について判明し、社会保険庁の職権によって申立人の基礎年金番号に統合された。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月から 43 年 5 月まで
② 昭和 43 年 7 月から同年 12 月まで

私は、申立期間①にA社に、申立期間②にB事業所に勤務していたが厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違い無く勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、同僚の証言により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録では当該事業所は昭和 43 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所は昭和 54 年 10 月 20 日に全喪し、代表取締役も既に死亡しており、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や証言を得ることはできなかった。

B事業所に係る申立期間②については、申立人が事業所の所在地として供述したC県D市において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録が無く、管轄する法務局に照会したところ同事業所名での法人登記の記録も無い。

また、申立人は、事業主の氏名を記憶しておらず一緒に働いたとする同僚の氏名をオンライン検索するも特定することができず、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間は、社会保険庁の記録によると国民年金の納付済期間となっていることが確認できる上、申立人も保険料を納付したと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。